

新婚世帯の新生活を応援します!

普代村では、新婚さんの新生活に係る住居費や引越費用等の一部を補助いたします。
対象となるのは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った費用です。

**申請者の状況により、対象となる費用や申請書類が異なりますので、
まずは、下記「政策推進室」のメールアドレスにお気軽にお問合せください!**

♥対象となる世帯(新婚世帯)

令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦

♥対象となる要件(次のすべての要件を満たすこと)

- ① 夫婦の年間所得の合算が、500万円未満であること
※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯の所得から年間返済額を控除
- ② 婚姻日において、夫婦の年齢がともに39歳以下であること
- ③ 対象となる住居が普代村内にあり、申請時に、夫婦の住所が当該住宅にあること
- ④ 申請に係る住宅の名義(賃借の場合にあっては契約名義人)が夫若しくは妻又は夫婦共同名義であること(やむを得ない場合は除く)
- ⑤ 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住居に定住する意思があること
- ⑥ 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと(他の地方自治体での補助を含む)
- ⑦ 普代村の村税の滞納がないこと

♥対象となる費用

婚姻に伴い、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った以下の費用

- ◆住居費 住宅の賃借費用(賃料・共益費・敷金・礼金・仲介手数料)
住宅の取得費
住宅のリフォーム費
- ◆引越費用 引越業者又は運送業者に支払った費用

♥補助上限額

- ◆夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 **60万円**
- ◆夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 **30万円**
- ◆夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯(上乗せ給付分) **10万円**

♥申請期限

令和8年(2026) 3月31日(火) ※予算がなくなり次第終了



【お問い合わせ先】

普代村役場 2階 **政策推進室**

☎ 0194-35-2114

mail: f-seisaku@vill.fudai.iwate.jp

政策推進室
メール用QR



件名: 新婚生活について

※お問合せは、件名に
「新婚生活について」と
記入をお願いします。

1 必要書類を確認後、普代村役場 政策推進室へ提出してください。

※確認等ありましたら「政策推進室」メールアドレスにお問合せ下さい！

【共通】

- ☐ ④ 普代村結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
※夫婦お二人の署名が必要です
- ☐ ⑤ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- ☐ ⑥ 住民票の写し(世帯全員の記載があるもの)
- ☐ ⑦ 夫及び妻の所得証明書(補助金の申請時点において発行される直近のもの)
- ☐ ⑧ 完納証明書又は普代村の村税の滞納がないことが分かる証明書
※補助金の申請時点において納期が到来している村税の証明書であること
- ☐ ⑨ 結婚新生活支援事業補助金利用者アンケート

【該当するもの】

◆住宅を賃借した場合

- ☐ ⑩ 賃貸借契約書の写し
- ☐ ⑪ 賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し
※**支払者の氏名・金額・支払内容[賃料の対象月/費用の明細]・支払日・支払先が明記されているもの**
- ☐ ⑫ 夫及び妻の住宅手当支給証明書(様式第2号)(給与所得者である場合)

◆住宅を取得した場合

- ☐ ⑬ 契約書の写し
- ☐ ⑭ 領収書の写し
※支払者の氏名・金額・支払内容・支払日・支払先が明記されているもの

◆住宅をリフォームした場合

- ☐ ⑮ 契約書の写し
- ☐ ⑯ 領収書の写し
※支払者の氏名・金額・支払内容・支払日・支払先が明記されているもの

◆引越費用

- ☐ ⑰ 引越に係る領収書の写し
※支払者の氏名・金額・支払内容・支払日・支払先が明記されているもの

◆貸与型奨学金の返済をしている場合

- ☐ ⑱ 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合)

2 補助金交付決定通知書の受け取り

審査の結果、補助金の交付が決まりましたら、「普代村結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書」を申請者あてに送付しますので、ご確認ください。

3 請求書の提出

交付決定通知書が届いたら「普代村結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第5号)」に記入押印のうえ、普代村役場 政策推進室へ提出してください。

4 補助金の振り込み

請求書の内容を確認し、補助金を申請者の口座へ振り込みます。